



酒井茂 *Shigeru Sakai Activities*

県政だより

Vol. 33



2026(令和8年)新春号

発行責任者:酒井 茂
〒399-4432 伊那市東春近原新田8243
TEL/FAX 0265-73-5606

Q 兵庫県の事例を見ても明らかのように、長野県の場合知事等の行為については職員が知事等に直接通報を行うことには無理があるため、通報先は「公益通報委員」（弁護士2名からなる外部の第3者機関）に限定すべきではないか？ また、知事等以外の人に関する行為の通報先是知事等となっているが、公益通報者の選択肢を広げるため、通報先として公益通報委員も対象とすべきではないか？

A 知事 酒井議員の指摘も踏まえて、他県の状況等も

※公益通報制度とは？
公益のために、組織や職員等の法令違反行為を通報できる制度。法律により、通報者は解雇等の不利益な取扱いを受けない。
※兵庫県では知事のパワハラ行為等（パワハラ的な言動、政治的な偏向人事など）を内・外に通報した元局長が懲戒処分されたが、これは法律違反と認定された（元局長は処分を受けた後に自殺）。一方、県議会100条委員会の委員であった県議が外部から批判を受け、これが原因で自殺した。

I 公益通報制度

9月県議会 一般質問

9月30日実施

9月県議会

参考にしながら制度の改善について検討していく。

Q 公益通報制度が適正に運用されるため、外部の第3者の視点から制度をチェックする仕組みを導入

A 総務部長 外部の公益
通報委員から、県が行つた
調査結果や対応方針に関わ
る意見を司うなどして、いろ

が、今後改めて公益通報委員の意見もいただきながら制度の改善について検討していく。

Q 職員は公益通報後の自分の立場や職場への影響などを考えると、公益通報を躊躇してしまった可能性があることから、通報を行いやすい環境にすべきでは？

Q 公益通報制度の透明性を高めることが重要である
A 総務部長 機会を活用するなど、職員研修のへのさらなる周知に努める。

Ⅱ 公文書の適正管理



A 知事 森友学園に関する問題について、公文書を改ざんすることはあってはならない行為で、国民の信頼を著しく損なう重大な問題。法律を守ることは基本中の基本であり、何よりも国民から負託された責任を担っているという自覚の上で仕事をしていくことが、国には強く求められる。

Q 森友学園問題における
公文書の改ざんや廃棄の事
態をどのように受け止め
国の公文書管理の在り方に
ついて、どのように認識して

Q 県の公文書管理条例が施行されてから3年が経過する中で、公文書管理による現状と課題をどう分析しているか？



李志常圖

【感想】(酒井)森友学園問題を見ても、組織をあげて公文書を改ざんや廃棄することを決めれば、簡単に文書が改ざんや廃棄されることが明らかになりました。こうしたことから、地方でもトップが自ら襟を正して、公文書の適正な管理を行わなければなりません。

られた場合には、変更前後の文書が記録されるとともに、文書が削除された場合にも、履歴が記録されるなど変更等の跡が把握できる仕組みになっている。現状は改ざん・廃棄を防ぐ仕組みを整えているが、今後も不適切な処理が起こらないようシステム面での対策を講じていく。

Q 県の公文書管理において、公文書の改ざんや廃棄を防ぐための仕組みを十分に備えているか？

して、合わせて公文書管理のためのシステム利用を原則とした。適切な公文書管理を進めていくためには、さらなるシステムの機能向上が必要。

